いいえ

建築一式工事ですか

次のいずれかに該当しますか？

●一件の請負代金が1500万円未満の工事(消費税を含んだ額)

●請負代金の額に関わらず，木造住宅で延べ面積が150㎠未満の工事

(主要部分が木造で延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの)

一件の請負代金が500万円未満の工事ですか(消費税を含んだ額)

現時点では，軽微な工事とされるため建設業許可を受ける必要はありません。

今後500万円以上の工事を請け負う可能性のある場合は許可の手続きをしたほうが安心です

あらい行政書士事務所までご連絡ください

電話：

建設業許可を受ける

必要があります。

はい